

8. 都道府県市への登録手続き等について

Q1	『PCB 特別措置法に基づく都道府県市への届出を完了すること』とありますが、いつまでに行う必要がありますか。	
A1		調査事業の場合は、PCB 汚染変圧器の廃止後すみやかに、交換事業の場合は、完了実績報告書提出までに、管轄の都道府県市に届け出を行ってください。
Q2	JESCO に対する手続きは必要ですか。また、いつまでに行う必要がありますか。	
A2		変圧器については高濃度 PCB（廃棄物）には該当しませんので、JESCO への手続き等は不要です。